

日本スポーツ少年団役員候補者選定委員会
規則

(目的)

第1条 この規則は、日本スポーツ少年団設置規程に定める役員のうち、本部長及び副本部長の候補者選定にあたる日本スポーツ少年団役員候補者選定委員会（以下「本委員会」という。）に関する事項について定める。

(設置及び任務)

第2条 日本スポーツ少年団は、当該役員の任期満了時や当該役員に欠員が生じた際に本委員会を設置し、次の事項を審議する。

- (1) 当該役員候補者の選定に関わる基本的な考え方に関すること。
- (2) 当該役員候補者の推薦、審査及び選定に関すること。
- (3) その他、必要と認める事項

(委員長及び委員)

第3条 本委員会に、次の委員を置く。

委員長 1名
委員 若干名

第4条 委員は、公益財団法人日本スポーツ協会理事、都道府県体育・スポーツ協会、都道府県スポーツ少年団関係者及び外部有識者の内から、日本スポーツ少年団常任委員会に諮って日本スポーツ少年団本部長が委嘱する。

2. 委員長は、委員の互選により選任する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から開始し、当該役員が選任される事業年度の日本スポーツ協会定時評議員会終結の時までとする。

(委員会)

第6条 本委員会は委員長が議長となる。

2. 本委員会の議事は、委員の合意により決定する。
3. この規則に定めるもののほか、必要な事項は本委員会において定める。

(本規則の変更)

第7条 この規則は、日本スポーツ少年団常任委員会の決議により変更することができる。

附則

1. この規則は平成28年6月4日から施行する。
2. この規則は平成30年4月1日から改定施行する。
3. この規則は令和4年2月26日から改定施行する。